

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和8年1月27日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 関 口 茂

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市麻生区役所 4階会議室	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	1月28日から 2月7日まで
川崎市麻生区役所 柿生分庁舎 1階ホール	川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号	